

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称：碧南市立築山保育園	種別：保育所	
代表者氏名：永島 千聡	定員（利用人数）：95名（76名）	
所在地：愛知県碧南市塩浜町7丁目99番地		
TEL：0566-41-0999		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和29年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：碧南市		
職員数	常勤職員：14名	非常勤職員：14名
専門職員	（園長） 1名	（主任保育士）1名
	（保育士）21名	（事務員） 1名
	（アシスタント）2名	（調理員） 2名
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等）屋外遊戯場・屋外プール
		屋内外トイレ・職員室・調理室

### ③理念・基本方針

#### ★理念

子どもの人権や主体性を尊重し、最善の利益を考慮し、保護者や地域の方と力を合わせ、その福祉を積極的に増進するとともに、地域における子育て支援を行う。

#### ★基本方針

- ・すべての職員がすべての子どもにかかわり、よい手本であることを自覚し保育をします。
- ・職員相互の信頼と和を深め、力を合わせて保育し、自己研鑽に努めます。
- ・健康、安全で情緒の安定した生活ができるような環境を整えます。
- ・個々の子どもの自発性や個性を尊重しながら望ましく育っていくよう適切な援助を行います。
- ・自然に親しみ、豊かな心とたくましい体の育成に努めます。
- ・園全体の職員が子どもの共通理解に努め、その上にたった連携を心がけ、子どものその時々状況に適切に対応できるようにします。
- ・保護者、地域との連携を大切にし、幼児の健全な育成に努めます。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

○地域性を活かした保育を行っている。

近くに、市民図書館があり、司書による絵本の読み聞かせや図書館の本の貸し出し図書をしている。また、5歳児は近所の店へ出かけ、野菜の苗を自分達で選んで購入し、花壇で育て、収穫をした。

遊びで警察ごっこを始めた時、近くの交番に見学の予定を立てたが当日の暑さで中止となった際、警察署の計らいで交番の警察官が来園し、子ども達と触れ合う機会を設けてもらった。地区の区長さんには、毎年サンタクロースになってもらったり、老人会の方々にも来園してもらい木芯こま、けん玉、おてだま、あやとりなど教えてもらいながら子どもたちと触れ合う機会としている。

中学生の職場体験や中高生ボランティアも積極的に受け入れている。様々な人との触れ合いを通して、人と関わることを喜び感謝の気持ちが育まれるように努めている。園周辺の美化にも気を付け、近所の方からも親しまれる園になるよう努めている。

○一人一人を大切にしたい保育を行っている。

各学年1クラスであるため、空いた保育室を障害や特性をもっている子のクールダウンの部屋にしたり、ランチルームにして給食を楽しく食べる工夫をしている。

インクルーシブ保育を視野に入れた一人一人を大切にする保育を職員間で共通理解をし、子どもたちが楽しく通えるように遊びの計画をし、発達年齢に合った環境の構成に努めている。

○丁寧な保護者対応を心がけている。

保護者には毎月、園だより（アプリを利用した配信）で保育の目標を知らせるとともに、子どもたちの遊びの様子をクラスだよりやドキュメンテーション等写真で掲載し、保育の見える化を心がけ、保護者と子どもの成長を共有したり、保育内容の理解につながるようにしている。

また、園には、ポルトガル語が話せる保育アシスタントが常勤していることで、日常の疑問の解決に繋げている。また、必要に応じてポルトガル語に翻訳した手紙を配布して保護者の周知に努めている。

○人材育成について。

各学年複数クラスであるため、子どもへの声かけ、保育環境の整え方、保護者対応など日々の保育の中で、園長、主任と共に経験豊富な先輩保育士に具体的なアドバイスをもらい、若い保育士の学びの場となっている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年6月30日（契約日）～ 令和8年4月13日（評価確定日） 【令和8年1月23日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	3回（令和2年度）

#### ⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長のリーダーシップ

園長、主任が職員一人ひとりの育成や働きやすい職場環境づくりに配慮し、日常的に支援を行っていることから、園全体に安定感と一体感が感じられる。職員が年次や経験に関わらず生き生きと保育に向かっている姿は、個々の資質向上への支援と園全体の保育の質の向上がうまく結びついている結果ともいえる。今後、園の統合により園が役目を終える予定である中においても、子どもたちがこの園で過ごす時間を大切に、良い思い出を積み重ねていこうとする思いが、保育や環境の随所から感じられた点も印象的であった。

◆理念・基本方針に沿った保育の実践

子どもの個性を認め合い、個性を尊重し自己肯定感を高める保育を基本に、保護者の理解や地域の協力を得ながら園全体ですべての子どもたちの健全な育成に取り組んでいる。

◆情報開示への取り組み

園内においてはお便りやクラス前ボード、園外に対してはホームページや園外向け掲示板を活用して、保育理念や保育方針、保育の内容や園の様子から苦情および苦情対応等、関連する利害関係者への情報公表を積極的に行っている。

◆福祉サービスの質の確保

各種マニュアルが市の基準に基づき整備されており、それらに沿った運営が適切に行われている。「保育の全体的な計画」や指導計画も丁寧に作成され、振返りを通して次の保育へと着実に繋がられている点は高く評価できる。

◆食育・食の安全

食育については、環境や関わりの工夫が子どもたちの「食べたい」や「楽しみたい」という意欲につながっている。残食が少ない等、具体的な成果として表れている。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定

事業計画の策定においては、予め活動評価するための基準（数値目標や達成度合い等）を明確にすることで活動内容が具体的になる。事業計画を策定する際には、具体的な評価基準を明確にしておくことが望ましい。

◆子どもの主体性を土台として

現在の環境設定は、子どもが主体的に遊べるよう工夫しており、その意図が十分に感じられる。この土台を基礎として、構造遊びや模倣遊びの要素をさらに取り入れ、子ども一人ひとりの興味により幅広く応え、創造力や想像力、空間認知能力、表現力に加え、友だちとの関わりを通じた学びや社会性の育ちを、さらに豊かにして行ってほしい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

前回の第三者評価を受け、改善した点や利用者本位の福祉サービス、福祉サービスの質の確保、保育内容、子育て支援と保育の質の向上などの項目に対して高い評価をいただきました。ありがとうございました。今後はいただいたアドバイスを参考にさらに向上できるように努力したいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
＜コメント＞ 市の保育理念・基本方針を園の保育理念・保育方針としてホームページやリーフレットに掲載し、園内や園外向け掲示板に掲示して周知を図っている。今年度は、人権保育・インクルーシブ保育の他、「食育：楽しく食べる」と「地域との関わり」を重点目標に挙げ、日々の保育を通して、子どもの「最善の利益」を前提に保護者や地域と協力した保育実践に取り組んでいる。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
＜コメント＞ 毎月開催される市の園長会に参加し、市の保育行政や他園園長との情報交換から地域の保育環境の変化等の情報を収集している。地域の子どもの数は減少傾向にあり、園は令和10年での廃園が決まっており、次年度以降は、保護者には廃園を説明した上で入園児を迎える予定としている。園は地域に親しまれた園であり、保護者からは廃園を惜しむ声が聞かれる。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・②・c
＜コメント＞ 保護者対応や人材育成等の継続した課題の他、廃園に向けて保護者や子どもに不安や負担がないよう、他園に転園するための準備・対応が今後の課題に挙げられている。現状、認識している課題に関しては、対応時期や期間、対応内容、担当者等を明確にして整理するためにも、「課題一覧（仮称）」等でカテゴリ別に分類して文書化しておくことが望まれる。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・③・c
＜コメント＞ 前回の第三者評価による「改善を求められ点」となっていた「保育内容や環境の充実」について、中・長期計画が策定されている。園長は廃園に向かい、子どもも職員も含め「よかった・楽しかったと記憶に残る園」になることを目標としている。その思いの実現のための活動を、中・長期計画に反映させて、園全体で取り組むことを期待する。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・③・c
＜コメント＞ 中・長期計画の中で、保育内容や環境の整備等で「すぐできること」として、単年度の活動が計画されている。活動内容によっては数値目標も設定されているが、達成目標と実施内容の整合性の取れていない項目もある。活動しやすくするためにも、課題・改善点に合致した実施内容並びにその評価基準（数値目標や達成度合い）を策定することが望まれる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 年度初めの職員会議で事業計画を職員に周知し、各活動の実施状況や進捗は毎月の職員会議を利用して確認している。年度末の職員会議で活動の評価・見直しを行い、次年度の事業計画策定に反映させている。年度初めには、異動職員の参加もあるため、策定した事業計画に対する意見や提案を求め、必要に応じて計画内容等を変更して活動している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画はホームページで公開しており、クラス前のボードや掲示板を利用して保護者や園に関連する利害関係者に公表している。質問があれば、口頭で概要説明等もしている。国外にルーツを持つ保護者に対しては、ルビをふったり通訳を交えて伝えている。子どもの育ちに関しては、プレゼン資料等も作成して説明し、保護者の理解・協力も得られている。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 園長は「保育の質の向上」には、保育に対する意欲を高め、保育を「楽しんでもらう」ことが大切な要素と考えている。職員が楽しく保育ができ、子どもの姿を見て発達を理解し、必要な支援ができる環境づくりに努めている。指導計画案の策定から保育の実施方法の検討・実践・振り返り、園内外の研修参加による知識・技術の習得等、組織的に保育の質の向上に取り組んでいる。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 前回の第三者評価の結果や自己評価、人権擁護のためのセルフチェック、自己評価チェックリスト、保護者アンケート等の集計・分析を行っている。そこから取り組むべき課題を特定し、改善に努めている。セルフチェックや自己評価チェックリストについては、当該年度だけではなく、前年度等とも比較して分析する等、園の傾向分析に関して工夫することが望ましい。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の「職務明細書」に園長・主査・職員等の役割・責任・権限が示され、「園長の責務と役割」を年度初めの職員会議で周知している。園長不在時の権限委任は「非常災害対策計画」に明記され、防犯訓練や避難訓練等を園長不在でも実施し、誰かがいなくても「子どもの安全」を確保できる体制を整えている。平時での権限委任について、「職務明細書」への記載が望ましい。</p>				
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「遵守すべき関連法令」によって園運営に関連する法令・指針を一覧表化している。法令や指針の改正情報は市や園長会を通して取得し、必要に応じて職員に周知している。法令や指針の改正は、園内で利用するマニュアルや手順書の見直し機会ともなるため、一覧表で最新改正日や改正内容等も追記できるようにし、マニュアルや手順書の最新版管理を確実なものとなされたい。</p>				
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園内外での教育・研修の他、園内でも1週間の期間を取ってクラスごとに公開保育を実施している。より多くの職員が参加できる環境を作り、保育の振り返りや意見・提案等を出し合って園全体での「保育の質の向上」を図っている。特に、経験の浅い保育士にとっては、先輩保育士の保育を見ることで、多くの気づきを得る機会となっている。</p>				
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>登降園管理や各種情報発信等のICT化が図られ、保護者の煩わしさや煩雑さの解消につながっている。職員においても、指導案や記録類の作成等が電子化され、正職員全員にパソコンが用意されている。園内行事の見直しも行い、子どもや職員に負担をかけず保護者にも好評である。園の設備や備品、制作物等を他の公立園と共有し、貸し借りできる仕組みも整えられている。</p>				

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の人員計画に基づき、毎年秋に次年度に向けての就業意向調査を行い、職員の意思を確認して必要人材を市に要望している。職員の採用は市が主管しているが、園長が持ち回りで養成校を訪問する等、人材確保に協力している。園にも募集のチラシを掲示し、職員間のコミュニケーションを密にとり、働きやすい職場環境を整備することで離職予防につなげている。</p>				
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の「人事評価マニュアル」に「望ましい保育士像」が明文化され、「すてきな保育士」の冊子を使って年度当初に周知している。「人事評価シート」や「目標管理のシート」を利用し、園長が人事基準に基づいて成果や貢献度等を評価し、フィードバックしている。公開保育の機会を利用し、先輩職員の姿を見ながら、自らの将来の姿を描くことができるよう取り組んでいる。</p>				

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>持ち帰り作業を排除し、時間外労働は事前に園長に承認を得る仕組みがある。職員間の協力やフリー保育士・保育アシスタント等を活用し、負担に偏りが発生しないように配慮している。有給休暇に関しても、業務に支障のない範囲で希望通りの取得ができています。園長・主任は常に職員に目を配り、職員が心も身体も健康に子どもと接することができるよう取り組んでいる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度初めに「すてきな保育士」を読み合わせ、個別でクラス目標や個別目標を立て、年間をとって活動している。「人事評価シート」による面談を年3回実施し、併せて目標管理も行って実施状況の確認や評価・フィードバック等により、職員一人ひとりに合った育成を図っている。目標設定においては、数値目標や達成度合い等の評価基準も明確にしておくことが望ましい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の年間教育計画に基づき、階層別や保育に関する知識・技術の習得等、多様なカリキュラムが用意されている。外部からの研修案内は回覧し、必要に応じて声掛けを行って積極的な研修参加を促している。参加した研修は、職員個々に研修履歴を残して人材育成につなげている。研修効果を確認するため、研修報告のアクションプランを評価する仕組みの検討・実施が望まれる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員が参加する研修は、集合研修の他にオンラインやアーカイブ配信での研修もあり、研修受講の機会は増えている。職員の協力も得て勤務シフトを調整し、必要な研修に参加できる機会を確保している。新任職員に対してはメンター制度を活用し、年齢の近い先輩職員がメンターとなり、日常業務や悩み・困りごと等を継続的にサポートして育成を図っている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「実習生受け入れマニュアル」に則り、「将来の保育士の養成」と「担当職員の育成」を目的に、毎年実習生を受け入れている。実習生受け入れ前には、「自己チェックシート」による確認を行い、事前準備等に漏れがないようにしている。実習生受け入れは採用活動にも影響するため、マニュアルに受け入れの目的を明記して、職員への意識づけをすることを期待したい。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市のホームページを利用して保育理念・方針、保育内容や日々の園の様子を公開している。苦情・相談に対する体制を整備し、「苦情解決の流れ」に従って対応している。苦情や相談対応も含め、お便りや掲示板等を利用して積極的な公表に努めている。意見箱を設置しているが、近年投函事例はない。利用状況を定期的に公表する等、保護者に関心を持ってもらう工夫が望まれる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑦ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の事務取扱ルールに則って決められた「職務明細書」により、職員一人ひとりの担当・役割が明確にされ、適正な園運営がなされている。一時預かりの保育料等、一部、現金の取扱いはあるが、園長・主任と事務職員とで、適切な管理と取扱いがなされている。定期的に県や市の監査を受け、指摘事項があれば速やかに改善対応する等、適正な園運営に努めている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	㉖ ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>消防署や警察署をはじめ、市民プラザや地域の事業者等と継続的な交流が行われている。地域の行事にも積極的に参加し、子どもが年齢を問わずに地域の人々と交流するよう取り組んでいる。地域住民から保護者の送迎用駐車場を借り受け、園行事の際は地元企業の駐車場を借りている。避難場所を近隣で最も高層な社員寮とする等、地域との良好な関係が構築されている。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ㉗ ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「ボランティア受け入れマニュアル」を整備し、中学校の職場体験や図書館司書の読み聞かせ、社会福祉協議会を通じたボランティア等を受け入れている。今年度は、学区の中学生が夏休み期間を利用して保育補助等の協力をしている。ボランティアは、保育補助の他にも多様な活用が考えられるので、「子どもの安全を第一」に、積極的に受け入れることが望ましい。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	㉘ ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域の関連機関と園との関係を図解した「関係機関一覧」を作成し、常時確認できるよう職員室に掲示している。発達の気になる子どもや配慮の必要な子どもに対しては、発達支援センターや保健センターと連携し、保護者に対しては「支援マップ」や「サポートブック」等の冊子を配付して支援している。児童相談所の介入事案も発生しているが、「子ども第一」の対応が取られている。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	㉙ ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の園長会での他園園長との情報交換、一時預かりや園庭開放を利用する保護者の悩みや困りごとの相談、青少年育成会議等の地域会議への参加、民生委員との定期的な面談等から、地域の福祉ニーズの把握に努めている。小学校とは、幼保小連携協議会への参加や、園職員と小学校教員との相互訪問等、連携する機会も増え、必要に応じて相談・協力できる体制が整えられている。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ㉚ ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>未就園児対象の園庭開放や一時預かりにより、地域の子育て支援が継続されている。AEDは地域への貸与も可能とし、設置を地域に広報している。職員は災害時避難所開設員に選ばれ、研修を受けて災害時に備えているが、園としてのBCP（事業継続計画）は策定されていない。園の保有する人的・物的資源を有効に活用することも考慮に入れ、早期にBCPを策定することが望まれる。</p>			

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを尊重する保育の姿勢や「保育所保育指針」の内容は、「保育の全体的な計画」に明確に位置づけられ、月案・週案への的確に反映されている。日々の保育では、子ども一人ひとりの姿や成長の過程を丁寧に記録し、その記録を基に発達段階や興味・関心に応じた環境設定や援助内容が計画的に工夫されている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どものプライバシー保護に関するマニュアルや児童虐待への対応マニュアルが整備され、毎年見直しを行って内容を更新している。日常の保育においても、水遊びや排泄時の着替えの際には、他児の視線が届かないよう十分に配慮している。5歳児を対象に「人権教室」を実施し、性や自分の身体を大切にすることを学ぶ機会を設け、子ども自身が自分を守る意識を育てている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用希望者に対しては、園のリーフレットを用いて保育内容や方針について丁寧に説明しており、随時見学の受入れを行っている。国外にルーツを持つ保護者には翻訳した資料を配付し、必要に応じて市の通訳を依頼する等、安心して利用できるよう配慮している。より多くの住民（利用希望者等）に情報が届くよう、近隣施設への資料設置も検討している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育内容に変更が生じた際には、保護者に対し、書面での通知や説明会を通して丁寧な説明を行っている。土曜保育が近隣園との合同保育に変更された際にも、事前に説明会を実施して理解を得る機会を設けている。開始後も、申込み方法が分からない保護者に対しては、職員が個別に対応し、安心して制度を利用できるよう継続的な支援が行われている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市内への転園に際しては、指定の引継ぎ文書を用いて適切な情報提供が行われている。一方、他市への転園の場合は、転園先からの要請があった際の情報提供に留まっている。特別な支援を要する子どもについては、個別の支援計画を送付して丁寧な引継ぎを行っている。必要な対応は行われているが、子どもの育ちの連続性を保障する観点から、より一貫した引継ぎ体制の整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>行事ごとに保護者アンケートを実施し、その結果を集約して職員間で共有している。アンケート内容は、寄せられた意見や改善策とともに保護者へも丁寧にフィードバックされている。さらに、保護者からの声を次年度の行事計画に反映させる等、利用者の意向を保育運営に活かし、満足度の向上に継続的に取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>第三者委員を含む苦情解決の仕組みが整備されており、入園説明会での説明や園内掲示を通して保護者へ周知を図っている。苦情発生時の対応方法についても、明確に示されている。一方で、仕組みが適切に機能していることをより分かりやすく伝えるため、苦情がなかった場合も含め、状況を保護者へ知らせる等、運用状況を可視化する仕組みの構築が望まれる。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  日頃より登降園時には園長や主任が門に立ち、保護者へ積極的に声掛けを行っており、信頼関係は良好に保たれている。日常的に相談がしやすい雰囲気づくりがなされている一方、相談先や方法について文書や掲示等で明確に示す配慮はない。どの職員にも声をかけられることがより伝わり、保護者が安心して意見や相談を行える環境づくりを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  保護者アンケートや苦情受付の仕組みに加え、意見箱を設置し、多様な意見を受け止める体制を整えている。意見箱の活用が進まないため、近くに「記入用カード」を置く等、利用促進の工夫も行われている。寄せられた意見は「児童票」に記載して共有し、迅速な対応に努めている。職員が容易に意見内容を把握できるよう、意見を一元的に管理する専用ツールの整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  日頃の小さな気づきを「ヒヤリ・ハット報告」として記録し、職員会議で検討して全職員へ周知している。緊急性の高い内容については、職員室の連絡ボードを活用して迅速な情報共有を行っている。毎月の避難訓練は、様々な場面や時間帯を想定して実施し、通報訓練や不審者対応訓練も計画的に行っている。保育室内は毎月安全点検を行い、継続的に事故防止に取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  感染症が発症した際には、掲示ボードを活用し、発症したクラス名、感染症名、人数を速やかに周知している。併せて、感染症の主な症状についても掲示し、保護者への分かりやすい情報提供に努めている。また、感染拡大を防ぐため、吐瀉物処理方法に関する職員研修を実施する等、日常的な衛生管理と感染症対策の充実を図っている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  毎月の避難訓練に加え、水害を想定した防災対策にも取り組んでいる。訓練では、液状化等により保護者の迎えが困難になる状況を想定し、近隣の会社社員寮への避難許可を得て、実際に子どもと職員が現地まで避難する訓練を行っている。備蓄品は、アレルギー対応食を含めリスト化して管理し、非常時に備えてアレルギービブスも準備する等、安全確保の体制が整えられている。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  標準的な保育方法について、時間別・年齢別に整理したマニュアルを整備して各クラスに配備しており、職員がいつでも確認できる体制が整っている。マニュアルは、年度当初に読合わせを行い、内容の確認や必要に応じた見直しが行われている。マニュアルには、子どもを尊重する姿勢や権利擁護の考え方が盛り込まれ、具体的に丁寧な説明がなされている。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  標準的な保育方法については、年度末や必要に応じて見直しを行い、状況に即した内容となるよう工夫している。見直しにあたっては、職員間での確認を通して共通理解が図られている。また、保護者から意見や要望が寄せられた場合には、その内容を踏まえ、実施方法への反映について検討する姿勢が見られ、保育の質の向上につなげる取組が行われている。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」については、年度末の職員会議において見直しの検討が行われている。会議には園長・主任に加え職員も参加し、各年齢の担任からの意見を踏まえた協議がなされている。「保育の全体的な計画」の内容を基に、各年齢ごとの保育計画を立案しており、日々の保育記録では子ども一人ひとりの姿を丁寧に捉え、計画の振り返りや改善に活かしている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<コメント> 年間計画は期ごとに見直しを行い、週案も振り返りを通して改善が図られている。子どもの姿や育ちを職員会議で共有・検討し、それを計画に反映させる仕組みが整っている。指導計画の書き方は、詳細に示したマニュアルを整備し、職員による記載内容に差が生じないように配慮している。経験の浅い保育士に対しては、園長や主任が丁寧に指導を行い、計画作成力の向上を支援している。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<コメント> 保育の記録は指定の様式に基づいて作成し、適切に保管している。各記録を園長・主任が確認し、必要に応じて指導や助言を行い、コメントを加える等、内容の充実が図られている。また、毎週実施される職員会議で子どもの様子を共有し、その内容を「議事録」として記録している。「議事録」は全職員に回覧され、園全体での情報共有と保育の質の向上につなげている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<コメント> 個人情報の取扱いに関するマニュアルが整備され、職員会議等を通して周知している。保護者に対しても、入園説明会等の機会に個人情報の取扱いについて説明し、「同意書」を得ている。子どもに関する記録は、施錠可能な書庫にて保管され、園外への持ち出しは禁止されている。保管期間を経過した記録については市へ送付し、市の手続きに基づいて適切に廃棄されている。		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の全体的な計画」は、子どもの人権や「児童福祉法」の趣旨を踏まえて作成されており、子どもの発達過程に沿った内容となっている。園における保育の基本として位置付けられ、月案や週案等のすべての保育計画の基盤として活用されている。また、定期的な見直しも行われ、子どもを取り巻く状況に目を向けて計画の充実と保育の質の向上に努めている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>室内の温度や湿度は適切に管理され、子どもが快適に過ごせる環境が整えられている。保育室内は、落ち着いて過ごせるよう、ゆとりある空間づくりが意識され、子どもの興味や成長の変化に応じて環境の見直しも随時行われている。また、毎月実施される避難訓練後には、各保育室の安全点検を行い、危険箇所の確認や改善に継続的に取り組んでいる。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一人ひとりの子どもの気持ちを受容的に受け止め、否定的な言葉を用いない丁寧な関わりを心がけている。市としてインクルーシブ保育を推進し、「すてきな保育士」の冊子が配付され、保育士としての望ましい姿が分かりやすく示されている。園長・主任は、保育士が気持ちにゆとりをもって保育に向き合えるよう、職場環境の整備や働きやすさへの配慮を行っている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりの発達段階を踏まえ、無理のない形で生活習慣の自立を促す保育が行われている。手洗い場には手洗い方法を分かりやすく掲示し、子どもたちは「手洗いの歌」を口ずさみながら、進んで手洗いに取り組んでいる。食事や排泄の自立についても、保護者と連絡を取り合い、焦らず個々のペースを大切に丁寧な援助が行われている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちの興味や関心を捉え、思い立ったときにすぐ取り組めるよう環境整備を行っている。野菜栽培や収穫体験、虫の飼育等、実体験を大切に活動を取り入れている。近隣の高齢者からこま回しやけん玉等の伝承遊びを教わる等、交流の機会もある。図書館や消防署を訪問したり、交通指導を通して交通ルールを学んだり、地域と関わりながら学ぶ機会が用意されている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>非該当</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「記録表ファイル」を活用し、日々保護者と子どもの様子を伝え合う取り組みが行われている。3歳未満児については育児担当制を導入し、できる限り決まった保育士が継続して関わり、基本的な生活習慣の習得を支援している。特定の保育士が関わることで、子どもとの安定した関係性が築かれるとともに、保護者との信頼関係も深まり、安心・安全な保育の実践につながっている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt; 3歳児は、子どもの姿や遊びを丁寧に捉えた支援や環境整備を行っている。4歳児は、子どもの興味・関心を保育内容に反映させ、主体的な活動を大切にされた保育を進めている。5歳児は、子ども同士で話し合い、行事に活かす取組みが行われている。「クラスだより」を年4回配信して、保護者との情報共有を図っている。小学校教諭が来園し、子どもの様子を確認する機会もある。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt; 障害のある子どもに関しては、「児童支援者のための支援マップ」を参考に「サポートブック」や「サポートシート」を作成し、個別の支援計画に基づいて保育している。肢体の不自由な子どもが無理なく移動できるよう、園内にスロープを設置する等、環境面での具体的な配慮がある。大学教授によるコンサルを受けて支援方法を検討し、専門的な視点に立った保育を実践している。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt; 3歳未満児は別室で保育を行い、早朝および夕刻の時間帯は合同保育として長時間保育を実施している。長時間保育の活動内容は、日中の子どもの様子や生活リズムに配慮して設定している。日中の様子は「早・長時間連絡ノート」を通して職員間で共有され、継続した関わりにつなげている。なお、保育時間は18時までとなっており、おやつは提供していない。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt; 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を踏まえ、「保育の全体的な計画」が立案されている。就学への期待が持てるよう、生活や活動への配慮をしている。小学校との交流会では、在校生と一緒に遊びを体験し、就学への安心感につながっている。幼保小連携に関する研修を受講し、切れ目のない育ちの支援に取り組み、「保育所児童保育要録」を作成して小学校に送付している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt; 身体測定は未満児が毎月、3歳以上児は偶数月に実施し、健康診断は年2回、歯科検診は年1回行い、「健康の記録」として保護者へ通知している。「健康の記録」には発育の平均値を示し、保護者が成長の目安として確認できるよう工夫している。掲示にてSIDS（乳幼児突然死症候群）の注意喚起を行い、11月は「SIDS対策強化月間」として、より一層の注意喚起に努めている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt; 「よい子の歯みがき運動」として歯科衛生士が来園し、子どもたちに分かりやすく歯の健康について伝えている。5歳児は6歳臼歯についての話を聞き、意識しながら歯みがきに取り組む姿が見られる。活動内容や子どもの様子は保護者にも共有され、園と家庭が連携しながら、子どもの健康意識の醸成につなげている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt; 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、適切な対応を行っている。アレルギー食材は完全除去し、提供時は職員のダブルチェックを実施する等、誤配膳防止に努めている。アレルギー対応食はトレイの色を変え、他と区別できる工夫がなされている。年1回、事故対応訓練としてエピペンの取扱いを含むアレルギー研修を実施し、非常時に備えた体制を構築している。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 空き部屋をランチルームとして活用し、子どもたちが自分のペースやタイミングで食事を楽しめるよう工夫している。献立には地産地消の取組みや、子どもたちが楽しみにしている行事食が取り入れられている。毎日の献立を展示食として提示し、併せてレシピも掲示している。この情報提供は、保護者にも好評である。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 調理は外部委託であるが、「衛生管理マニュアル」に基づいて調理室の衛生が管理されている。献立には地域食や行事食、卒園児のリクエストメニュー等を取り入れ、子どもの食への関心を高めている。残食はほとんどなく、子どもたちは意欲的に食事を摂っている。栄養士や調理員が子どもと一緒に食事をしたリ食事の様子を見る機会を設ける等、さらなる食育の充実を期待したい。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 3歳未満児は「記録表ファイル」を活用し、3歳以上児については日々の送迎時に口頭で子どもの様子を伝え合うなど、年齢に応じた方法で保護者と情報を共有している。保育参観は1週間の期間を設けているが、保護者からの意見を受け、週をまたいだ日程に改善されている。個別懇談会等で得られた情報は、「児童記録」や「懇談記録」として記録され、継続した支援に活かされている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 送迎時には職員が積極的に保護者へ声掛けを行い、日々のやり取りの中で保護者の思いに寄り添った関わりを心がけている。園に、障害児支援や休日保育、病児保育等に関するパンフレットを設置し、保護者が必要に応じて各種支援機関やサービスを選択・利用できるよう、情報提供を行っている。こうした取組みにより、家庭状況に応じた子育て支援につなげている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に基づき、適切な対応体制が整えられている。虐待が疑われる事案が発生した際には、市の福祉課へ連絡し、必要に応じて児童相談所へ通報する流れが明確になっている。保護者に対しても、通報義務があることを事前に伝えており、子どもの安全を最優先にした対応を徹底している。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 「人権擁護のためのチェックリスト」を年に数回実施し、自身の保育を振り返る機会としている。クラスおよび保育士個々の目標も年度末に振り返り、次年度の保育に活かしている。保育士間で「不適切保育ではないか」と感じた事案についても意見を出し合える関係が構築されている。園長・主任は保育士がストレスなく保育に向かえるよう、日常的に支援を行っている。		